

令和 7 年 2 月 25 日 議会運営委員会 議事録
10時45分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 西村 一啓

副委員長 日域 究

委員 山代 英資、藤川 和弘、小田上 尚典、細川 雅子

議長 北地 範久

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○西村委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長がおみえですので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

また、11時15分に予算の記者発表がございますので、途中退席をさせていただきます。
よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から議案の概要について説明をお願いいたします。

総務部長。

○三原総務部長 提出議案の説明に入る前に、まずおわびを申し上げます。

去る 2 月 21 日に議案第 36 号令和 6 年度大竹市一般会計補正予算（第 8 号）に計上漏れが判明いたしました。繰越明許費予算を 1 件追加させていただき、この修正に合わせて、議案及び議案の概要の差し替えをお願いするなど、お手数をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、差し替え依頼後の新年度予算議案を除く議案の概要に沿って説明をいたします。

議案第 1 号令和 7 年度大竹市一般会計予算から議案第 9 号令和 7 年度大竹市下水道事業会計予算までの 9 議案は、先ほど議員全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

では、1 ページから参ります。

1 番、報告第 1 号専決処分の報告についてです。

事故による和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 27 日に専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

事故は、令和 6 年 11 月 11 日、市道玖波 29 号線を通行中の車両の右前輪タイヤが道路の陥

没部分に落下し、損傷したものです。損害賠償の額は、市及び加害者の過失割合により、1万4,298円となっています。

続きまして、2番、認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大竹市一般会計補正予算（第7号））です。

国の方針に基づき、物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯に対して速やかに給付金の支給を行うための予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年12月27日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1億4,723万2,000円を追加し、予算総額を190億7,391万5,000円としています。歳出予算には、個人住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の給付金のほか、18歳以下の子供が扶養されている場合は子供1人当たり2万円の加算給付金を支給するための経費を、歳入予算には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を執行見込みに合わせて計上したものです。

2ページに移ります。

3番、諮問第1号及び4番、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

令和7年6月30日をもって2名の委員が任期満了となりますので、引き続き人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものです。引き続き推薦する委員は池上宏氏と土坂マチ子氏です。

続きまして、5番、議案第10号大竹市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてです。

大竹市固定資産評価審査委員会委員見島芳行氏が令和7年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を同委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものです。

続きまして、6番、議案第11号教育委員会委員の任命の同意についてです。

教育委員会委員中田美穂氏から、令和7年3月31日付で辞職したい旨の申出がありましたので、その後任に山田洋子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものです。

なお、2ページに掲載の議案4件に関する補足資料として職歴等を記載したものを添付していますので、御参照ください。

3ページに移ります。

7番、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてです。

刑法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、懲役や禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されました。条例で定めることのできる罰則についても、地方自治法の一部改正により同様の改正が行われましたので、関係条例の一部を改正するものです。

一部改正する条例は4本です。第1条で一般職の職員の給与に関する条例を、第2条で大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を、第3条で大竹市消防団員

の定員、任免、給与、服務に関する条例を、第 4 条で大竹市個人情報の保護に関する法律施行条例を改正します。

施行期日は、刑法改正と同じ令和 7 年 6 月 1 日で、経過措置として、施行日前後の罰則の適用関係を規定しています。

4 ページに移ります。

8 番、議案第13号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてです。

本法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、カード代替電磁的記録を定義する規定が追加されましたので、引用する条項が変更になり、関係条例の一部を改正するものです。

一部改正する条例は 3 本です。第 1 条で大竹市税条例を、第 2 条で大竹市都市計画税条例を、第 3 条で大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正します。

施行期日は、本法律と同じ令和 7 年 4 月 1 日です。

続きまして、9 番、議案第14号高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理についてです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、劇場等の客席に関する規定が追加されたため、引用する条項が変更になり、関係条例の一部を改正するものです。

一部改正する条例は、大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例、大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の 2 本です。

施行期日は、本政令と同じ令和 7 年 6 月 1 日です。

続きまして、10 番、議案第15号大竹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてです。

令和 6 年 7 月 23 日に議員の政務活動費について大竹市特別職報酬等審議会で審議するよう大竹市議会議長から申入れを受け、11 月 15 日に同審議会に諮問いたしました。令和 7 年 1 月 24 日に同審議会から、当該活動費は令和 7 年 4 月 1 日から月額 3 万円に引き上げることが適当との答申を受けましたので、答申内容に沿った改正をするものです。

5 ページに移ります。

11 番、議案第16号大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。国家公務員の勤務時間、休日及び休暇について定めた人事院規則の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をするものです。

改正内容は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大と、仕事と介護の両立支援制度が利用しやすい勤務環境を整備するため、任命権者が講じるべき措置を規定するもので、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日で、請求に関する経過措置を規定しています。

6 ページに移ります。

12番、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。

国家公務員の給与の改定等に伴い、一般職の職員の給与に関する条例、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の3本の条例を一部改正します。

主な改正内容は、扶養手当の変更、通勤手当の支給限度額の引上げ、再任用職員への住居手当の支給、単身赴任手当の要件の拡大、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大、勤勉手当における基礎額算出方法の変更、給料表の改定です。

施行期日は令和7年4月1日で、職務の切替えに関する措置を規定しています。

7ページに移ります。

13番、議案第18号大竹市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてです。

このたびの改正は、令和6年12月定例会で議決をいただきました大竹市税条例の一部を改正する条例の改正文において、削除とすべきところを削るとしており、表現が適切でなかったため、改めて本条例の一部を改正するものです。

改正の根拠となる公益信託に関する法律はまだ施行されておらず、今回の条例改正による影響はありませんでしたので、施行期日は公布の日とします。

続きまして、14番、議案第19号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の要件の見直し、並びにその経過措置期間の延長、また管理栄養士の要件変更に伴い、同基準に定める基準に従い定めている本条例の一部を改正するので、施行期日は令和7年4月1日です。

続きまして、15番、議案第20号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴うものです。

改正内容は、一つ前の14番、議案第19号の2（1）と同様になります。

施行期日は令和7年4月1日です。

8ページに移ります。

16番、議案第21号大竹市子ども医療費助成条例の一部改正についてです。

子ども医療費の助成範囲を拡大し、令和7年10月1日から一部負担金を無料にする改正です。

9ページに移ります。

17番、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてです。

国民健康保険法施行令の一部改正により、本条例の一部を改正するものです。

主な改正点は2点で、1点目は、賦課限度額の合計の3万円引上げです。基礎限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分が24万円から26万円にそれぞれ引き上げられます。2点目は、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者について、軽減算定に用いる被保険者数に乗じる額の引上げです。5割軽減対象者は29万5,000円から30万5,000円に、2

割軽減対象者は54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものです。

施行期日は令和7年4月1日です。

10ページに移ります。

18番、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正です。

改正内容は、14番、議案第19号の2（2）と同様で、栄養士法の改正関係で、施行期日は令和7年4月1日です。

続きまして、19番、議案第24号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正についてです。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令により、地域包括支援センターの人員配置基準が柔軟化されたことに伴い、本条例を改正するものです。

主な改正内容は2点です。1点目は、地域包括支援センターの職員数を常勤換算方法によることが可能となったこと、2点目は、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者数を合算した数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに配置すべき3職種の常勤の職員数を当該複数のセンターに配置することで、それぞれのセンターの3職種の配置基準を満たすことになったこと、ただし、1つのセンターには3職種のうち2以上の常勤の職員の配置が必要になること、そして、いずれも運営協議会が認めることが条件となっています。

施行期日は、公布の日になります。

11ページに移ります。

20番、議案第25号大竹市休日診療所設置及び管理条例の一部改正についてです。

感染症の流行による患者急増に備えて、所定の診療時間を超えた対応が必要と認める場合に診療を可能とするため、本条例の一部を改正するもので、公布の日から施行します。

続きまして、21番、議案第26号大竹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてです。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例を改正するものです。

5年以上勤務して退職した消防団員に支払う退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上を追加するもので、施行期日は令和7年4月1日です。

続きまして、22番、議案第27号大竹市視聴覚ライブラリー条例の廃止についてです。

昭和56年に設置された視聴覚ライブラリーは、平成22年度以降、利用実績がなく、近年のデジタル映像関連コンテンツの状況からも、当初の目的である学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興は達成されたと考え、令和7年6月1日をもって廃止するものです。

続きまして、23番、議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

令和6年3月定例会において、栗谷町大栗林・小栗林地区における本計画について議決をいただきましたが、今年度実施した実施設計により、マロンの里交流館の修繕や更新に係る事業費の見直しが必要となりました。計画変更に当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

続きまして、24番、議案第29号介護報酬返還金に係る債権の放棄についてです。

廿日市市で事業を行っていた歯科クリニックの代表者が、平成20年3月から平成23年1月の間、歯科衛生士が配置されていないにもかかわらず、歯科衛生士による居宅療養管理指導費として介護報酬を不正に請求し、受領していたものです。平成20年度改正後の介護保険法の公法上の債権は差押えにより回収しましたが、改正前の私債権が残っています。本議案は、平成25年6月から債務者と連絡が取れなくなり、現在に至っており、地方自治法第236条第1項の時効期間は満了していますが、債務者と連絡が取れないことに加え、時効の援用が行われた時点で債権回収が不可能となり、今後の徴収が見込めないため、介護報酬返還金に係る支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市議会の議決を求めるものです。

12ページに移ります。

25番、議案第30号工事施行協定の締結について。

山陽本線玖波・大竹間城山陸橋補修工事です。負担金額が3億5,979万7,000円で、予定価格が1億5,000万円を超える工事に該当しますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求めるものです。

協定の相手方は、鉄道上空や近接した区域での工事のため、西日本旅客鉄道株式会社です。工事の完成期限は令和10年3月末日です。

続きまして、26番、議案第31号から29番、議案第34号までは、地方自治法第244条の2第6項の規定等による市議会に議決を求める指定管理者の指定議案になります。

まず、26番、議案第31号は、大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてです。

指定管理者は、現在と同じひろしま農業協同組合で、指定期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

次に、27番、議案第32号は、阿多田かき殻一時堆積場の指定管理者の指定についてです。

指定管理者は、現在と同じ阿多田島漁業協同組合で、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

次に、28番、議案第33号は、令和6年10月1日に供用開始された大竹駅東口送迎用駐車場及び本年4月1日に供用開始予定の大竹駅西口送迎用駐車場の指定管理者の指定です。

指定管理者はアマノマネジメントサービス株式会社で、指定期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

次に、29番、議案第34号は、大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定についてです。

指定管理者は、現在と同じおおたけ手すき和紙保存会で、指定期間は令和7年4月1日

から令和10年3月31日までの3年間です。

13ページに移ります。

30番、議案第35号市道路線の廃止及び認定についてです。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

岩国大竹道路の建設の影響、また岩国市との管理区分協定の結果、5路線を廃止し、5路線を新たに認定いたします。

14ページに移ります。

31番、議案第36号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第8号）です。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ2億6,885万7,000円を追加し、予算総額を193億4,277万2,000円とするものです。

詳細は16ページの表で説明いたします。

補正予算の内訳の表は、左側に歳出を、その右側に歳入として当該歳出に充当する財源を記載しています。

最初に、第2款総務費です。

基金管理事業は、後ほど歳入のときに説明いたします。

国庫補助金等返還事務は、重層的支援体制整備及び生活保護事務の令和5年度精算になります。

地域公共交通整備事業は、第8款の空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とする晴海臨海公園の整備事業等の入札残を公共交通活性化基金として積み立てるものです。

続きまして、第3款民生費です。

障害者等自立支援給付事業は、サービス給付費の伸びに合わせた増額です。

児童手当支給事業は、令和7年10月からの制度改正を見込んだ予算でしたが、決算見込みに合わせて減額するものです。

施設型給付事業は、人件費の上昇などにより、保育所等における公定価格の引上げに伴う増額です。

これら3件の事業には、それぞれ国・県の負担金が当たりますので、歳入も合わせて調整しています。

続きまして、第4款衛生費です。

予防接種推進事業は、全て国費対応の事業です。令和6年度の予防接種健康被害給付費額が確定したため、増額するものです。

新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業は、今年度から定期予防接種の対象となりましたが、接種率の見込みに合わせて減額します。

続きまして、第8款土木費です。

公園維持管理事業は、亀居城石垣の変位状況測定を次年度も継続して調査するための増額です。

晴海臨海公園整備事業は、総務費でも触れましたが、執行残を減額するものです。

続きまして、第9款消防費です。

防災・保安体制整備事業は、歳入に計上した国の新しい交付金を財源に、避難所の生活

環境を改善するための備品等の購入費を計上するものです。

続きまして、備考欄に、対応する歳入のない歳出に充当とあります歳入についてです。

第1款市税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税を決算見込みに合わせて増額します。

次に、第10款地方交付税は、国の補正予算による追加交付決定に伴うものです。

次に、第21款市債は、臨時財政対策債のうち、発行する必要がなくなった額を計上しています。

最後に、歳出の第2款総務費に戻り、基金管理事業です。

このたびの補正予算で、歳入超過分の調整として、地方創生事業基金に1億9,105万7,000円を積み立て、歳入歳出合計を2億6,885万7,000円としています。

それでは、14ページにお戻りください。

2、継続費の補正です。

最初に、城山陸橋橋りょう補修事業3億6,100万円を追加しています。

次に、晴海臨海公園整備事業の総額を執行見込みに合わせて減額する変更をしています。

続きまして、3、繰越明許費の補正では、11事業の追加をお願いするとともに、玖波地域交流施設の設計における金額を変更するものです。

繰越理由は、このたびの補正予算で計上するもの、県の事業進捗に合わせる県営事業負担金、そのほか関係者等との調整に時間を要したなど、諸般の事情により、年度内の事業完了が見込めないものです。

15ページに移ります。

4、債務負担行為の補正です。

最初に、追加するものとして、今後の業務に備え、契約等を事前に行う必要がある9事業を上げています。

次に、変更するものは3事業です。取扱件数や経費等が増加することに伴い、限度額の変更をお願いするものです。

続きまして、5、地方債の補正は、先ほどの臨時財政対策債の変更によるものです。

議案第36号の説明は以上です。

17ページに移ります。

32番、議案第37号令和6年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、債務負担行為のみの変更です。コンビニ等収納サービスに要する経費の限度額を取扱件数の増加に合わせて変更するものです。

続きまして、33番、議案第38号令和6年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第4号）です。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算それぞれ546万4,000円を追加し、予算総額を29億5,887万8,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正では、地域支援事業を執行見込みに合わせて計上し、歳入として、国・県交付金及び基金繰入金を計上しています。

次に、2、債務負担行為の補正です。

今後の業務に備え、契約等を事前に行う必要がある地域包括支援センター業務に要する経費を追加しています。

次に、変更する３事業は、取扱件数や経費等が増加することに伴う限度額の変更をお願いするものです。

18ページに移ります。

34番、議案第39号令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

このたびの補正予算は、債務負担行為の変更のみです。取扱件数の増加に合わせて限度額を変更するものです。

最後に、35番、議案第40号令和6年度大竹市下水道事業会計補正予算（第2号）は、継続費で予算措置しています大竹下水処理場し尿等前処理施設建設工事の事業期間を延長するものです。令和7年度の1,000円は損目としての計上になります。

説明は以上です。議案の取扱いにつきましては、議員全員協議会で説明しました議案第1号令和7年度大竹市一般会計予算から議案第9号令和7年度大竹市下水道事業会計予算までの9議案も含めて、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 ただいま執行部から議案の説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについては、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議案の取扱いにつきまして、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申合せにより、執行部の説明者ごとに一括したものとなっております。

それでは、議事日程に沿って、まとめりにごとに取扱いを説明いたします。

まず、議案第1号から議案第11号に至る13件を一括上程し、提案理由の説明を受けます。このうち、議案第1号から議案第9号までの9件につきましては、令和7年度の当初予算案でございますので、取扱い後はほど説明をいたします。

諮問第1号から議案第11号の4件につきましては、人事案件のため、委員会の付託を省略し、即決と考えております。

次に、報告第1号から議案第35号に至る5件を一括上程し、提案理由の説明を受け、報告第1号は、報告事項でございますので、質疑をもって終了。議案第14号から議案第35号の4件は生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、認第1号から議案第39号に至る5件を一括上程し、提案理由の説明を受けます。認第1号は、専決処分の承認を求めるものですので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決。議案第36号は総務文教委員会へ、議案第37号から議案第39号の3件は生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第12号から議案第32号に至る8件を一括上程し、提案理由の説明を受けます。このうち、議案第15号につきましては、質疑の後、委員会付託を省略し、即決。残る7件

につきましては、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第18号を上程し、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第19号から議案第29号に至る 8 件を一括上程し、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第26号を上程し、提案理由の説明を受け、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第27号及び議案第34号の 2 件を一括上程し、提案理由の説明を受け、いずれも総務文教委員会へ付託と考えております。

最後に、議案第40号を上程し、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から議案の取扱いについての説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、本件の取扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようでございますので、それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、日程 2、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。

改正理由は大きく 2 点ございます。1 点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、引用する条項にずれが生じるため、当該条項を改めるものでございます。

2 点目は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、刑法等に規定されております懲役や禁錮が廃止をされ、これらに代えて拘禁刑が創設されたため、これらの字句を規定する本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、施行日については、1 点目のマイナンバー法の改正に係るものは令和 7 年 4 月 1 日でございます。ただし、一部の条項において公布の日とされているものもございます。

2 点目の刑法等の一部改正によるものは令和 7 年 6 月 1 日でございます。

本委員会におきまして提出することが決定されましたら、令和 7 年議案第41号として 3 月定例会の中日に上程をし、議会運営委員長から提案理由の説明を行います。取扱いとしては、委員会への付託を省略し、即決と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようです。

それでは、お諮りをいたします。

大竹市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、本委員会から提出すること御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようでございますので、それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、日程 3、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、大竹市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について御説明いたします。

先ほどの日程 2、条例の一部改正とよく似た名称ではございますが、直接関連する改正ではございません。

健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴いまして、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、本規程の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は、本日改正することが決まりましたら、手続が完了した日をもって定めることといたします。ただし、運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の改正規定につきましては、道路交通法の一部を改正する法律の附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行日である令和 7 年 3 月 24 日とするものでございます。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、それでは、お諮りをいたします。

大竹市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正につきましては、事務局の説明のとおり、改正することと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようでございますので、それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程 4、一般質問及び総括質疑についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 今回の一般質問及び総括質疑は、申合せにより、代表制は取らず、全

員質問の持ち時間は1時間となります。

通告期限は、3月3日月曜日9時30分まででございます。

なお、本会議初日の散会后、議長室において発言順の抽せんを行います。

ここで特にお願いがございます。一般質問及び総括質疑が行われる予定の3月10日の本会議までの間には常任委員会も開催される予定となっており、執行部の答弁作成が大変タイトになっております。通告期限の前にヒアリングを行っていただきますと、その分時間的に余裕ができますので、大変お忙しいところかと思いますが、できましたら御協力をいただきますようお願いいたします。通告書にヒアリングの希望日時を記入するようになっておりますので、この点も御考慮の上、漏れのないように記入していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいまの説明について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程5、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 3月定例会の会期でございますが、3月3日から25日までの23日間を考慮しております。

会期日程の案を御覧ください。

本会議を3月3日に開会し、会期決定、当初予算説明、一般議案を上程し、先ほど決定していただきましたとおりの取扱いをして散会、3月9日までを休会と考えております。

委員会審査につきましては、3月の本会議終了後及び4日に常任委員会を開催します。慣例でいきますと、3日が総務文教委員会、4日が生活環境委員会になろうかと考えております。なお、総務文教委員会終了後、同政策研究会の開催、また、生活環境委員会終了後、同協議会及び政策研究会の開催を予定しております。

次に、3月5日10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、順次、小方まちづくり特別委員会、議会のあり方調査研究特別委員会を開催と考えております。

3月10日10時から本会議、11日を本会議予備日とし、一般質問及び総括質疑を行います。その後、一般議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、本会議を散会いたします。

本会議最終日は3月25日とし、3月定例会の閉会と考えております。

なお、予算特別委員会関係の日程は後ほど説明をさせていただきます。日程につきまして調整をお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、各委員長に日程の調整をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。

会期につきましては、3月3日から3月25日までの23日間とし、3月3日月曜日10時から本会議。

各常任委員会については、3月3日の本会議終了後に総務文教委員会を開催。その終了後、総務文教委員政策研究会を開催。3月4日火曜日10時から生活環境委員会を開催。その終了後、生活環境委員協議会を開催。その終了後、生活環境委員政策研究会を開催。

今定例会では、3月10日月曜日に中日を設け、一般質問及び総括質疑と議案審査報告等に充て、予備日を11日火曜日とします。

3月5日水曜日午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、小方まちづくり特別委員会、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を開催。本会議最終日は3月25日火曜日10時からということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようですので、それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、日程6、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、予算特別委員会の設置につきまして、審査日程、資料要求等の件と併せまして御説明いたします。

令和7年度の当初予算につきましては、先ほど議員全員協議会で説明のありました議案第1号から議案第9号に至る9件でございます。こちらにつきましては、先ほど決定いただきましたように、本会議初日の3月3日に上程、説明を受けた後、本会議の中日に議事を継続し、まず一般質問及び総括質疑の形で御審議いただきます。

その後、議長が委員8名で構成する予算特別委員会の設置及び付託を諮り、続いて委員の指名を行うよう考えております。予算特別委員の予定者は、サイドブックに掲載の資料のとおりでございます。

また、11日火曜日、本会議予備日ではありますが、散会後に予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選等を行います。

次に、審査日程でございます。13日木曜日、14日金曜日及び17日月曜日までの3日間と、予備日を18日火曜日と考えております。25日火曜日の本会議最終日におきまして、予算議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

続いて、予算資料の要求について御説明いたします。

審査をより充実したものとするため、審査に必要な資料につきましては、あらかじめ要求していただき、執行部が作成したものを事前に配布したいと考えております。

予算特別委員会の日程案を御覧ください。

先ほど議員全員協議会におきまして、令和7年度の各会計の当初予算案の説明を受けましたので、2月28日金曜日までを熟読期間といたします。予算特別委員の予定者におかれ

ましては、2月28日の正午までに文書または電子データにて要求する資料を議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。なお、後日追加要求のないよう、御留意いただけたらと思います。

資料につきましては、本会議中日終了後、3月11日の予算特別委員会において正副委員長を互選した後、要求された趣旨に沿って作成されているかを確認していただきます。修正が必要な場合は、13日木曜日以降の予算特別委員会の当日に再提出を受けることになろうかと思います。

なお、執行部におかれましては、資料の内容について不明な点がございましたら、議員に直接連絡を取り、確認していただきますようお願いいたします。

次に、委員会での発言通告についてです。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮、説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、議会運営委員会での申合せを踏まえ、常任委員会等におきましても、発言の事前通告を行っていただいております。このたびの予算特別委員会も同様の取扱いといたしますので、全会計につきまして、3月10日月曜日正午までに提出をお願いいたします。

なお、11日に資料確認を行いますので、その資料を見られて新たに生じた発言に限り、翌12日水曜日の正午まで受け付けることといたします。

発言通告の記入に当たりましては、本日、事務局からメールで様式をお送りいたしますので、それを使用していただくとともに、できるだけ具体的に記載していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から予算特別委員会の設置と日程等に関しまして説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでございますので、お諮りをいたします。

まず、3月11日火曜日の本会議の予備日、一般質問及び総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、その終了後、正副委員長の互選及び資料確認。審査日は3月13日木曜日、14日金曜日及び17日月曜日の3日間、また予備日を18日火曜日として予算審査を行います。

そして、3月25日月曜日の本会議最終日、予算委員長報告、質疑、討論、採決。以上の日程でございます。

これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようでございますので、それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、事務局からの説明にもありましたように、予算特別委員予定の議員におかれましては、資料要求について、2月28日12時までに文書または電子データにより議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。

また、発言通告についても、全会計について3月10日12時までに提出いただくよう、御協力をお願いを申し上げます。

また、3月11日に確認する資料に関する質疑は、3月12日の12時までに提出をお願いいたします。

このような取扱いは、予算特別委員会における審査が充実するためのことでございますので、要求漏れがないよう、特によりしくお願いを申し上げます。

また、委員会における発言については、提出期限までに書面による事前通告に御協力をお願いいたします。

会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いをいたします。

続きまして、日程7、議員派遣についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、議員派遣について御説明いたします。

資料を御覧ください。

令和7年4月23日、24日の2日間、中国市議会議長会定期総会が呉市で開催をされます。これに正副議長が出席する予定となっており、寺岡副議長の出席が議員派遣の対象となります。

本会議最終日にこちらの表を配付し、即決と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいまの説明について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり本会議で手続を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようですので、それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、日程8、その他を議題といたします。

今定例会で発言通告に関して、連絡事項がございます。事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 発言通告につきましては、先ほども申し上げましたが、円滑な会議運営のため、今定例会におきましても、タイトな日程ではございますが、御協力お願いしたいと思います。

3月3日の本会議及び同日と3月4日の常任委員会につきましては2月26日まで、3月10日本会議及び11日予備日につきましては3月5日まで、3月25日本会議最終日につきましては3月19日まで、いずれも前の週の水曜日でございます。できましたら午前中に通告書を提出していただきますようお願いをいたします。

また、繰り返しになりますが、提出に当たりましては、具体的な記載をしていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から発言の通告に関して御協力の連絡がありました。引き続き御協力をお願い申し上げます。

また、執行部におかれましては、特に委員会では、審査の過程において、事前通告があるもの以外にも答弁等の対応をお願いすることもあるかと思いますので、御協力をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

ここからは委員のみの協議となりますので、執行部の方は退席いただいても構いません。お疲れさまでした。

それでは、続きまして、日程 8、その他の 2 一般質問のあり方についての協議を行います。

このことについて、会派市民の味方から、令和 6 年 5 月 21 日付で本議会での一般質問の回数制限の撤廃について、また、令和 7 年 1 月 24 日付で一般質問の 1 回目の質問の際の登壇の撤廃について申入れを受けておりますが、申入れの本文につきましては、サイドブックに掲載してありますが、事前に各派代表者会議で各派の意見を集約していただくよう依頼しているところでございます。

まず、本議会での一般質問の回数制限の撤廃についての意見等でございますが、それぞれの各派代表の委員の皆さんから意見をお受けいたします。

山代委員。

○山代委員 回数のほうなんですけれども、こちらは今年の 5 月に上がっているということなんです。それから再度上がってきたという認識なんです。それを今、再検証されるという形なんですか。

○西村委員長 事前に代表者会議を開いておりますので、それぞれ持ち寄っていただいております。

○山代委員 代表者会議行われて話をしました。うちの会派は調の会なんですけれども、3 名でそれぞれ話をした結果、現状の回数で不都合と感ずるところはないという認識に至っておりますので、回数制限の撤廃は現状のままという形でよろしいかというふうに存じております。

○西村委員長 調の会はそういう御意見ですね。他の会派はどうですか。

藤川委員。

○藤川委員 私たちの会派は創成会です。同じ意見です。現状でいいのではないかと。理由としましたら、発言回数を増やすと重複した質問が出てきて、一般質問が長引くのではないかと御意見もありましたし、現状のままでいこうという判断になりました。

以上です。

○西村委員長 他の会派はどうですか。

小田上委員。

○小田上委員 すみません、この場には総務文教委員会の委員長として出席をさせていただいて、先ほど山代委員が言われました調の会なんですけれども、一般質問の回数におき

ましては、不都合がないというより、もう少し多ければいいなとか、回数の認識違いとかがあるという現状は分かるよというところは認識として持っています。

ただ、回数制限を撤廃する際に、どのような方法が適切なのかというところが分からない。例えば全体を1時間とした場合に、執行部の答弁を含めるのか、議員個人の時間だけを取るのか、他の議会の例でもありますけど、何時から何時までというパターンにするのかというところが明確でないまま回数制限を取ってしまうのは問題があるんじゃないかと、不都合が起きるんじゃないかなというところで、現状というところに至ったというところなんです。補足でした。

○西村委員長 市民の味方の代表者。

日域委員。

○日域委員 本音から言いまして、回数制限の撤廃というのは、私の考えなんですけども、これは広島県内の23、だから、大竹市を除いて22市町にかけてほぼないんですよね。広島市がいまいちよく分からなかったんですけども、回数制限があるって言ったら、何でですかって逆質問されました。

別に5回があるから、5回で終わりだからひどく困ってるかという、そういうことはもちろんありません。ありませんけども、ただ、真剣な一般質問をすると、回数のカウントが、頭の、CPUの一部を取ってしまうわけですよ。だから、真剣にやればやるほど回数という無駄なことまで考えなくちゃいけないということがかなり負担に感じます。昔、ペットボトルのキャップを5つ並べて回数を数えている議員がいましたけど、そのぐらい、グッドアイデアだと思いますけどね、それはね。

だから、よその議会がどのような経緯で今に至っているのか知りませんが、ないほうがいいなと私は思いますけども、もちろんデメリットもありますよ。全面的にというつもりはないです。それは小刻みに単発の質問がばらばら出た場合に、物すごい回数になりますから、それはやっぱり議会がおかしくなるマイナスの要因になると思いますから、よそのまちは無制限でありながら、そんな運用はしてないからいいだろうと。結果的にですね。

少なくとも、一般質問というのは議会の一番大事な部分ですね。一番大事ということはないかもしれないけど、目立つ場面じゃないですか。そこで中身の濃いやり取りがされるということが、議会の存在感を高める上で最も大事なことだと思いますので、やりづらいような要素があるとすれば、まずは排除してみたらどうかという気がただけでございます。私はもちろん5回の制限を撤廃することに賛成です。

以上です。

○西村委員長 委員会の委員の皆さん、それぞれの会派の代表として御意見を言われました。今、4名の方から、3名は現状のままで、また1名は変えてもいいんじゃないかということなんですが、一応声としては現状のままだ多いので、一般質問における回数制限を含めた現在の申合せ事項を変更するということの結論に至りませんでしたという委員長の私の考えでございます。

本件につきましては、現在の申合せ事項を継続することといたします。これに皆さんの

賛同といいますか、御意見がほかになれば、これで決定をさせていただきますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、異議なしということで、これに決定をさせていただきました。

続きまして、一般質問での1回目の質問の際の登壇の撤廃についてを協議いたします。

内容について、簡単に説明いたしますと、大竹市議会の議会運営の慣例及び申し合わせ事項にて、一般質問の発言の場所は、1回目の質問については登壇して行い、再質問は質問席で行うこととなっております。このたびの申入れでは、1回目の質問を行う際の登壇をやめ、一般質問では発言全てを質問席で行うよう申合せを変更してはどうかという提案でございます。

変更する理由につきましては、会議の開催時間が短縮できる面も上げられているところでございますが、先般、各会派の代表者に集まっていたいて、それぞれの会派で御意見の調整をいたしました。これについて、御意見を皆さん方からあればお願いをいたします。

山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。調の会での意見を言う前に、1点確認をさせていただきたいと思うんですが、こちらのほうも市民の味方から出てきましたが、先ほど日域委員が言われた一般質問は一番目立つところであるというところで、1回目の質問を登壇席ではなくて自分の議席でやると、その意味がちょっと。あそこは面と向かって傍聴者に向かってするので、そういった意味もあるのかなと思うんですが、そこをどういうふうにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○西村委員長 提案者。それでは、市民の味方。

○日域委員 なかなか鋭い質問だと思います。正直言いまして、今の形は、私は国会をまねたんだと思います。国会のあれ何ていうんですかね、本会議場でやるじゃないですか。代表質問かな。あれはたしか再質問ないですよ。だから、あそこでやって、そうじゃありませんって答弁があったら終わるわけですよ。あれをまねしてつくったから、今の形があるんだろうなと思いますけども、今のおっしゃる面は分かります。だから、あっち向いてしゃべるんです。それはカメラも動いてますしね。

ただ、一般質問の場合はそれと違って、どちらかというと、再質問あたりから中身が濃くなっていくわけですね。そこのあるところがあるなという気がしますし、でも、今おっしゃったことは私も感じてますよ。それはデメリットの部分です。

だから、絶対的に提案がいいって言うつもりもないんですけどもね。ただ、ああいうやり方をやっているまちがあるらしいので、かなりね。かなりかどうか、それは知りません。あるらしいです。それはもちろん議場の造り方も違いますしね。デザインもね。だから、いろんなものがあって、議会を建て替えるときに考えることかもしれませんけども、そういうことです。

以上です。

○西村委員長 他に質問や意見はありませんか。

山代委員。

○山代委員 回答ありがとうございます。

調の会で話をさせていただきました。登壇をする件については、こちらのほうにスピードアップと効率化というふうに書かれてあるんですが、歩いていく、資料を準備する。資料を準備するというのは、別に前であろうと、質問席に座ろうと、変わりはないということだと思いますので、ですから、歩くスピードによる効率化だけかなと。それと、自分が面と向かって傍聴者に対して意見が述べれるというところをてんびんにかけたときに、私どもとしては、まだ登壇して、皆さんに広く周知をしてしゃべったほうがいいのではないかというふうに思っておりますので、現状のままでいいのかなと考えます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。調の会はそういう意見。他の会派の意見はどうですか。

藤川委員。

○藤川委員 創成会、まとめさせていただきました。結果から言えば、これまでどおりに、特に問題はないのではないかという判断になりました。

時間短縮で、登壇する、しないということも多少の時間短縮にはなるのかなとは思いますが、そこまで変わらないかなという。時間短縮ならば、議員本人が自分で幾らでも左右できることですので、その辺をしていったらいいのではないかと思います。現状維持をお願いします。

○西村委員長 他の会派はどうですか。

政啓クラブ。

○細川委員 よろしいですか。すみません、代表ではございませんが、今、代表が委員長をされているので、発言しにくいということで、代わって発言させていただきます。

うちも会派の中で協議させていただきましたが、現状を変えなきゃいけないほどの不都合は今ないんじゃないかという結論に達しておりますので、このたびのせっかくの御提案ですけれども、現状のままでという結論に至っております。

以上です。

○西村委員長 再度、市民の味方。意見をどうぞ。

○日域委員 意見はしゃべったんですが。

○西村委員長 しゃべりました。よろしいですか。

○日域委員 結構です。

○西村委員長 一応先ほどの回数に引き続き、一般質問の1回目の質問を登壇せず質問席ですという案につきましても、それぞれの会派の御意見は現状のままでいいんじゃないかという声がありますので、一般質問の1回目の質問の際の登壇の撤廃について、現在の申合せ事項を変更するという結論には至りませんでした。

本件につきましては、現在の申合せ事項を継続することといたしますという委員長判断を申し上げます。

以上、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

なお、本日の協議・確認事項等について、各派代表におかれましては、各会派所属の議

(7 . 2 . 25)

員へ御周知をお願いをいたします。

それでは、これもちまして、議会運営委員会を終了いたします。

11時59分 閉会